

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第4回）議事概要

- 1 日時：平成20年3月26日（水）14:00～16:10
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室
- 3 出席者：

（委員）美添座長、伊藤委員、大橋委員、大守委員、須々木委員、永山委員、森委員、山本委員
 （審議協力者）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、日本銀行、東京都、大阪府
 （事務局）総務省 貝沼政策統括官（統計基準担当）、北田統計企画管理官、紀本国際統計管理官
 内閣府大臣官房統計委員会担当室 山内参事官、久保田調査官
- 4 議事次第
 - （1）統計ニーズの把握方法について
 - （2）基幹統計の指定基準の明確化について
 - （3）その他

5 議事概要

議題1：統計ニーズの把握方法について

美添座長から、資料1に基づき統計ニーズの把握方法に関する論点を説明。引続き、総務省政策統括官室から、資料2に基づき統計ニーズの把握方法に関するこれまでの議論を、資料3に基づき諸外国における統計ニーズの把握方法を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 要望を聞く仕組みを作っても予算措置等のリソースが確保されないと絵に描いた餅になる。分散型統計機構を採る国において、統計に関する様々な要望はどのように取舍選択され、その要望の実現に向け調査実施部局あるいは予算当局に対してどのような権限を基にどのような行動が取られているのか、また、要望はどの程度実現しているのかについて、海外の情報を教えていただきたい。
- ・ パブリックコメント方式では、提出された意見がどのように検討され、結果的に採用されなかった場合の理由の説明がなされないのが一般的であるような印象がある。ユーザー会議のあり方については、まずそれがどのような機能を持つべきかを議論することが重要である。それによって組織のあり方の方向は自ずと見えてくるのではないか。各省横断的なユーザー会議を設置することのメリットとしては、事業所母集団データベースのような調査の基盤整備や回収率の低下といった各府省の調査に共通事項も議論できる点が大きい。また、現行のような府省単位でのユーザーからの意見聴取の場合、仮にある府省で優れた取組みが行われても、それが全体として共有されないといった問題がある。
- ・ 「意見・要望」と「ニーズ」とは明確に区別して考えるべき。ユーザー会議は、ニーズを把握する手段の一つである「意見・要望」と位置づけるのがベター。ユーザー会議に限らず、「意見・要望」の把握は広く窓口を開けておくべき。提出された意見・要望の判断に対しては、意図の適正・明確性、具体性、公益性、政策的必要性、全国的・将来的な需要の存在、実現可能性等を判断して「ニーズ」と定めるべき。ユーザー会議等「意見・要望」の窓口及び「ニーズ」の判定機能は、第三者的な立場にあるところ、例えば、統計委員会におくのがよいのではないか。また、意見・要望への回答方法は予め周知しておくことが必要。なお、表に現れてこない要望（声なき声）の汲み上げも検討課題。さ

らに、把握したニーズに対する回答も必要であるが、要望ごとにいちいち回答するのではなく、最終的にまとめて行うことを事前に十分周知しておけばそれで足りる。

- ・ 現在各省にある各調査個別的な事項を検討する場合は、利用者の具体的な要望を直接反映させる場として充分機能しているので今後も残すべきある。共通的な事項については、統計委員会に専門部会を設置して担当することが適当で、この部会が中心となり、テーマに応じてユーザー会議を企画してアドホック的に開催するのが良いと思う。恒常的なユーザー会議を設けるかどうかはその様子を見てからでよい。「声なき声」はインターネット等で把握するのがよいと思うが、回答する必要性を考慮するとそれなりの体制を整える必要がある。
- ・ ニーズの把握に関しては、①各省の窓口だけでなく政府全体の窓口も必要、②意見・要望を聴取する相手、方法（HPか郵送か等）、対象事項等は限定せずに幅広く把握すべき、③ユーザー会議は、漠然と意見を聞くのではなく、意見・要望を整理したうえで論点を絞って議論する場にすべき、④意見・要望の取捨選択には事務局だけでなく統計委員会が関与すべき、⑤意見・要望には、個別ではなくても何らかのフィードバックをすべき、⑥意見・要望を聴取する基本目的は、基本計画への反映であるとすべき、考える。
- ・ 意見・要望は、事務的な負担や意見・要望を聴取する目的を踏まえると、恒常的に受け付ける必要はなく、予算編成期や基本計画策定期に限ってよいと考える。また、受付けた意見・要望に対しては、第一次的には各省でスクリーニングし、回答するような処理体制がよいのではないかな。
- ・ 学会が統計作成官庁に要望を出すだけでは統計は良くならない。専門的な意見・要望を如何に取り込むかが課題。外国では、統計作成側と学者を中心としたユーザー側の交流、意見交換が積極的に行われている。日本でも同様の場を整備すべき。
- ・ 過去に答申等でユーザー意見の反映が指摘されているが、これらについてはどのように対応され、現状はどうなっているのか。現状を踏まえないと、議論が深まらない。
 - 過去の答申等については、各省において対応されているものと認識。今回の議論は、各省横断的な意見・要望を聴取する場の整備についてであり、過去の答申等の指摘とは異なる。現状は整理する必要がある。
- ・ 今回の議論をまとめると、①統計利用者と統計作成者の意見交換の場は必要、②従来、各省が行ってきたニーズ把握は引き続き行う、③各省横断的なものも必要、④意見・要望聴取の頻度については、何をもちいて意見・要望とするかによる、⑤把握したニーズへの回答は必要だが、事務処理体制も考慮する必要、⑥要望に対する実現化。なお、官学連携については、日本学術会議を窓口として行うこともあり得ると認識。具体的な内容は、第2ラウンドで深めていきたい。

議題2：基幹統計の指定基準の明確化について

美添座長から、資料1に基づき基幹統計の指定基準等の明確化に関する論点を説明。引続き、総務省政策統括官室から、資料4に基づきIMFによるデータ評価について、経済産業省から、資料5に基づき基幹統計に係る論点整理を説明

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 基本計画に盛り込まれていない統計の基幹統計への指定について柔軟であるべきという経産省の主張については疑問。当面は一般統計調査として実施し、改定時に基本計画に盛り込むという手段もあるのではないかな。
- ・ 基幹統計の基準は、具体的に定めると法の趣旨を制限することになるおそれはあるが、判断する方

向性はある程度わかりやすくするために示すべきではないか。例えば、基準としては、国民生活に密着、利用範囲、継続性、地方集計の可能性等々が考えられる。

- ・ 基準の目安のようなものがないと、統計委員会で指定すべき統計を議論する際に支障があるのではないか。また基幹統計の指定について、基本計画の記載を前提とする点については、柔軟さも必要。
- ・ 基幹統計の基準として、重要性のほかに、他の統計が拠って立つ根拠を与えるという意味での「基幹性」も必要。
- ・ ①基準を詳細化するのならば、他のWGの議論に間に合うよう迅速に作成することが必要であり、また余り厳格な扱いをせず自由度を残しておく必要、②基幹統計の指定は、基本計画を踏まえて行われるべきではあるが、数年置きに基本計画を改定する際にしか指定できないのも不便なので、柔軟な対応が必要、③動態統計と構造統計を一つの基幹統計の中に組み合わせるべきではないとする経産省の意見については疑問。SNAにおいては両者の関係の解明が精度向上の重要な鍵になっている。最初から別物と捉えることは不適當。
- ・ 申告義務が付与される調査統計と異なり、業務統計や加工統計については、基幹統計とされることのメリットが調査実施者側にないたため指定が進まない可能性もある。そのような状況に陥らないよう、重要性についても一歩踏み込んだ原則のようなものについて考えておく必要がある。また、業務統計や加工統計については、基幹統計として指定されることのメリットとなりうる要素についても検討が必要である。
 - 実施者のメリットという点では、基幹統計の指定が、予算・体制充実に向けての支援材料になり得るのではないか。
- ・ 基幹統計の基準としての「重要性」については、現在の各指定統計における考え方や記述を引用するのも一つの手段と考える。統計の品質については、DQAF（IMFデータ品質評価フレームワーク）を基に原案を作成することとする。基幹統計の指定について、基本計画での記載を原則とする点については妥当。ただし、ある程度柔軟な対応も必要。詳細については、第2ラウンドで議論したい。また、今日のとりまとめ等について意見等があれば、事務局まで提出して頂きたい。

議題3：その他

- ・ 今回は、①統計調査の整理合理化の考え方、②統計の評価、③統計基準の設定を議題とする。

今回は、4月7日（月）15:00から、中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室で開催する。

以 上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>